四

概要

コロンビアは、法の執行及び矯正に係るサービス並びに次のサービス（公共の目的のために設立され、又は維持される社会事業サービスである場合に限る。）の提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

社会的再適応
所得に関する保障又は保険
社会保障
社会福祉
公衆のための訓練及び教育
保健
保育

コロンビアの社会保障制度は、現在、次の義務的な制度から成る。

年金（一般年金制度）
健康保険（一般健康保障制度）
労働者補償（一般労働災害補償制度）
退職給付（退職・退職給付制度）

分野　少数者及び種族の集団に関する事項
小分野
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求（第五条）
経営幹部及び取締役会（第十条）

現行の措置

概要

コロンビアは、社会的又は経済的に不利な立場にある少数者及び種族の集団に権利を与え、又はこれらを優遇する措置（コロンビア憲法第六十三条の規定に従って種族の集団が保有する共有地に関する措置を含む。）を採用し、又は維持する権利を留保する。コロンビアにおける種族の集団とは、原住民、ロマ（ジプシー）、アフリカ系コロンビア人共同体並びにサン・アンドレス、プロビデンシア及びサンタ・カタリーナから成る諸島のライザル共同体をいう。

五

分野　文化産業及び文化活動
小分野
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）

概要

この留保の適用上、「文化産業及び文化活動」とは、次のものをいう。

(a) 書籍、雑誌、定期刊行物、新聞又は電子新聞の出版、頒布又は販売（印刷及び植字を除く。）
(b) 映画又はビデオの制作、配給、販売又は上映
(c) 音声又は映像による音楽の記録の制作、頒布、販売又は展示
(d) 舞台芸術の制作及び発表
(e) 視覚芸術の制作及び展示
(f) 楽譜（印刷されたもの又は機械による判読が可能なもの）の制作、頒布又は販売
(g) 手工芸品のデザイン、製作、流通及び販売
(h) 一般公衆を対象としたラジオ放送、ラジオ、テレビジョン及びテレビジョンの有線放送に関連する全ての活動（衛星番組サービス並びに放送網
(i) 広告のコンテンツのデザイン及び作成

コロンビアは、文化産業及び文化活動における文化に関する協力又は共同制作に関する特定の約束を定める他の国との協定に従い、当該他の国の国民に対して特恵的な待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

六

分野　宝石のデザイン
小分野　舞台芸術
産業分類　音楽
留保の種類　視覚芸術
概要　視聴覚媒体
出版

特定措置の履行要求（第五条）

コロンビアは、宝石のデザイン、舞台芸術、音楽、視覚芸術及び出版の発展及び制作のための政府による助成（注）の享受又はその継続のための条件として、当該政府による助成を受ける者に対し一定の水準又は割合で現地で創作された作品を用いることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

この留保は、広告については、適用しない。また、特定措置の履行要求は、いかなる場合においても、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に適合するものでなければならない。

注　前項の注に定義するものに同じ。

現行の措置

第二条及び第三条の規定は、文化産業及び文化活動の促進のための政府による助成（注）には適用されない。

コロンビアは、視聴覚媒体、出版又は音楽の分野において他方の締約国がコロンビアの国民に対して与える待遇と同等の待遇を他方の締約国の国民に与える措置を採用し、又は維持することができる。

注　この項の規定の適用上、「政府による助成」とは、租税上の特典、義務的な拠出の軽減による奨励措置、政府による贈与、政府が支援する貸付及び政府が提供する保証、信託又は保険をいい、その運営の全部又は一部について民間の団体が責任を有しているか否かを問わない。

七

分野　手工芸品産業
小分野
産業分類
留保の種類　特定措置の履行要求（第五条）
概要

コロンビアは、コロンビアの手工芸品として特定する手工芸品のデザイン、流通、小売又は展示に関連する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

特定措置の履行要求は、いかなる場合においても、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に適合するものでなければならない。

現行の措置

八

分野　情報通信
小分野　視聴覚サービス
産業分類　広告
留保の種類　特定措置の履行要求（第五条）
概要　映画作品

(a) コロンビアは、年間にコロンビアの映画館又は上映室で上映される映画作品の合計の一定の割合（十五パーセントを超えない。）がコロンビアの映画作品であることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。コロンビアは、当該割合の設定に当たっては、国内の映画制作の状況、既存の上映設備の状況及び観客数の平均を考慮する。

(b) コロンビアは、年間に無料放送のテレビジョンのチャンネルで放送される映画作品の合計の一定の割合（十パーセントを超えない。）がコロンビアの映画作品であることを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。コロンビアは当該割合の設定に当たっては、コロンビアの無料放送を維持するために自国の映画作品が入手可能か否かを考慮する。当該映画作品の放送は、附属書Ⅰのコロンビアの表のテレビジョン番組の無料放送及び視聴覚番組の制作サービスの項に定める現地調達の要件であって、当該チャンネルに関するものの遵守としての勘案される。

無料放送のテレビジョンにおける映画作品

現行の措置